

## 平成20年度 事業原簿（ファクトシート）

平成20年 4月 1日作成
平成21年 5月 現在

制度・施策名称	—				
事業名称	特定事業活動促進等債務保証	コード番号： —			
推進部署	エネルギー対策推進部				
事業概要	<p>本制度は、旧産業基盤整備基金（以下「基金」）が実施していた「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「省エネ・リサイクル支援法」）に基づいた債務保証制度※<sup>1</sup>」を同基金の解散に伴い、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）が平成15年度により承継して実施しているもの。</p> <p>※1 主務大臣等の承認を受けた事業計画に基づいて事業者が行う特定事業活動及び特定設備の設置又は改善に対して必要となる金融機関からの資金借入の債務を保証するもの。業務内容としては、以下の2つに分かれている。</p> <p>①「特定事業活動等促進経過業務」 旧基金が契約した案件に関する保証案件の管理及び求償権案件の求償業務。</p> <p>②「特定事業活動等促進業務」 NEDOとしての新規保証案件の契約業務。</p> <p>なお、上記のうち「特定事業活動等促進業務」については、平成18年12月の行政改革推進本部決定により平成19年度末をもってNEDOの業務としては廃止されており、平成20年度からは上記のうち「特定事業活動等促進経過業務」のみを実施している。</p>				
事業規模	事業期間：平成15年度～平成19年度（特定事業活動等促進業務期間）〔百万円〕				
		H15～19年度 （総額実績）	H20年度 （実績）	H21年度 （予定）	合 計
	基金額	3,608	366	366	—
	保証枠	32,432	—	—	—
	保証引受額	1,169	—	—	1,169
保証総額 ※各年度末時点	446	—	—	—	
<b>1. 事業の必要性</b>					
<p>我が国においては、国内における省エネルギーの促進や地球温暖化対策及び廃棄物・リサイクル問題が喫緊に対応すべく課題となっているところ。このような状況の中、資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進して国民経済の健全な発展に寄与するには、これらを促進するための支援策が必要である。</p> <p>一方で、本制度は上記に基づき政策金融として実施しているものであるが、潜在需要に比して利用実績が極めて少なくNEDOの業務として継続する積極的な理由を見いだすことが困難であるとして、平成18年12月の行政改革推進本部決定により特定事業活動等促進経過業務を除き平成19年度をもってNEDOの業務としては廃止されている。</p> <p>このようなことから、平成20年度からは、「特定事業活動等促進経過業務」のみを実施している。（平成20年度初時点：保証中案件：1件、求償権案件：3件）</p>					
<b>2. 事業の目標、指標、達成時期、情勢変化への対応</b>					
①目 標					
<p>本制度「特定事業活動等促進経過業務」について、保証中案件については適正な管理に努め、求償権案件については、法的手続き等により、求償権の回収額から回収コストを差し引いた額の最大化に努めることを目標とする。</p>					

<p>②指 標 保証履行(代位弁済)件数及び、求償権回収件数</p>
<p>③達成時期 特定事業活動等促進経過業務終了時点</p>
<p>④情勢変化への対応 行政改革推進本部決定(平成18年12月24日)により、「特定事業活動等促進経過業務」を除き、本制度は19年度末をもってNEDOの業務としては廃止されている。</p>
<p>3. 評価に関する事項</p>
<p>① 評価時期 毎年度評価：平成21年5月</p>
<p>②評価方法 毎年度評価：債務保証実績等を踏まえて内部評価を実施。</p>

[添付資料]

(1) 平成20年度事業評価書

平成20年度 事業評価書

		作成日	平成21年9月29日
制度・施策名称	-		
事業名称	特定事業活動促進等債務保証	コード番号:	-
担当推進部	エネルギー対策推進部		
<b>0. 事業実施内容</b>			
<p>本制度は、旧産業基盤整備基金（以下「基金」）が実施していた「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「省エネ・リサイクル支援法」）に基づいた債務保証制度<sup>※1</sup>）を同基金の解散に伴い、新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）が平成15年度により承継して実施しているもの。</p> <p>※1 主務大臣等の承認を受けた事業計画に基づいて事業者が行う特定事業活動及び特定設備の設置又は改善に対して必要となる金融機関からの資金借入の債務を保証するもの。</p> <p>業務内容としては、以下の2つに分かれている。</p> <p>①「特定事業活動等促進経過業務」 旧基金が契約した案件に関する保証案件の管理及び求償権案件の求償業務。</p> <p>②「特定事業活動等促進業務」 NEDOとしての新規保証案件の契約業務。</p> <p>なお、上記のうち「特定事業活動等促進業務」については、平成18年12月の行政改革推進本部決定により平成19年度末をもってNEDOの業務としては廃止されており、平成20年度からは「特定事業活動等促進経過業務」のみを実施している。</p>			
<b>1. 事業の必要性</b>			
<p>我が国においては、国内における省エネルギーの促進や地球温暖化対策及び廃棄物・リサイクル問題が喫緊に対応すべき課題となっているところ。このような状況の中、資源エネルギーの合理的かつ適切な利用等を促進して国民経済の健全な発展に寄与するには、これらを促進するための支援策が必要である。</p> <p>一方で、本制度は上記に基づき政策金融として実施しているものであるが、潜在需要に比して利用実績が極めて少なくNEDOの業務として継続する積極的な理由を見いだすことが困難であるとして、平成18年12月の行政改革推進本部決定により特定事業活動等促進経過業務を除き平成19年度をもってNEDOの業務としては廃止されている。</p> <p>このようなことから、平成20年度からは、「特定事業活動等促進経過業務」のみを実施している。（平成20年度初時点：保証中案件：1件、求償権案件：3件）</p>			
<b>2. 効率性（事業計画、実施体制、費用対効果）</b>			
① 手段の適正性			
<p>債務保証中の案件については、状況の変化に対して速やかに対応できるように、保証先事業者及び融資金融機関より適時情報を入手し、保証履行を最小限に止めるべく適時関係者と調整する等、適正な管理に努める。</p> <p>求償債権の回収にあたっては、顧問弁護士等の専門家及びその他関係機関と連携を図り、連帯保証人に対する強制執行手続き、会社更生手続中保証先の事業譲渡手続きに関連する法的手続き等に関して適正に対応し、求償債権の回収額から回収コストを差し引いた額の最大化に努める。</p>			
② 効果とコストとの関係に関する分析			
<p>旧基金から引き継いでいる特定事業活動等促進経過業務については、費用対効果を見据えて債権の回収額が最大化出来ることを視野に入れて対応する様になっている。また、新規債務保証契約を目的としていた「特定事業活動等促進業務」については、申請実績が無かった事等に伴い平成19年度末をもってNEDOの業務としては廃止されている。</p>			

<p>3. 有効性（目標達成度、社会・経済への貢献度）</p>
<p>①保証中案件について 保証中案件であった事業が「操業停止」したことに伴い、事業者等と今後の対応について協議を行った結果、本債務保証制度を利用している金融機関への借り入れについては平成20年10月末日に一括繰上償還され、債務保証は完了するに至った。</p> <p>②求償権案件について 求償権案件については、連帯保証人に対する強制執行手続き、会社更生手続中保証先の事業譲渡手続きに関する法的手続き等を進めた結果、平成21年度中に債権の一部を回収できる目途が立つに至った。</p>
<p>4. 優先度（事業に含まれる各テーマの中で、早い時期に、多く優先的に実施するか）</p>
<p>特になし。</p>
<p>5. その他の観点（公平性等事業の性格に応じ追加）</p>
<p>特になし。</p>
<p>6. 総合評価</p>
<p>①総括 平成20年度からは、「特定事業活動等促進経過業務」のみを実施している。（平成20年度：保証中案件：1件、求償権案件：3件） 保証中案件については、保証していた事業について平成20年10月末日に一括繰上償還がなされ、保証が完了するに至った。 求償権案件については、連帯保証人に対する強制執行手続き、会社更生手続中保証先の事業譲渡手続きに関する法的手続きを進めた結果、平成21年度中に債権の一部を回収できる目途が立つに至った。</p> <p>②今後の展開 平成21年度以降については求償権案件のみとなるが、求償権の回収額から回収コストを差し引いた額の最大化に向けて、今後とも引き続き適切な措置を講じることとする。</p>